

2016年度 労働者福祉に関する要請内容

1. 秋田県労働福祉協議会及び労働福祉事業団体の周知

秋田県労働福祉協議会は構成団体の相互協力・利用促進や福祉活動に関する協議、検討を行いながら「連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会」をめざし、幅広い立場・観点から政策提言要請や関連する運動を展開して来ました。

労働者福祉の向上・前進に向け、秋田県労働福祉協議会及び構成団体である労働福祉事業団体（東北労働金庫秋田県本部、全労済秋田県本部、一般財団法人秋田県労働会館、連合秋田）に対して引き続きご支援頂くとともに、各団体の育成・発展に向けご協力頂く事をお願い致します。また県民に対して各団体の事業内容や制度の宣伝・周知を要請します。

2. 東日本大震災の被災者・避難者への生活支援策

未曾有の大震災から間もなく5年の月日が経過しようとしています。県内への避難者は震災発生当初より減少はしましたが、いまだに900名弱の方々が暮らしていると思われています。

県内各地へ避難している方々に対する支援策を一層強化するとともに、県として以下の取り組みを要請します。

- ① 県内への避難者を含め、地域ごとに被災者の生活、住居、就労、医療・福祉等に関するきめ細かな情報提供や総合相談の体制を整備すること。
- ② 経済的な理由で被災者子弟の就学の機会が奪われることがないように、学費・入学金・給食費等の減免や、無償給付型や地域特別枠を含む公的奨学金制度の拡充をはかること。
- ③ 避難者の生活再建のために、被災者生活再建支援制度の抜本的拡充を目的として、支援金額や国の負担金額の引き上げを積極的に働きかけること。

3. 格差・貧困社会の是正、セーフティネットの強化

(1) 生活困窮者自立支援制度の構築と就労支援に向けた体制強化

今年4月に施行された生活困窮者自立支援制度に関し、実効性のある制度とするため、県として地域住民の生活実態に照らして対応すべき以下の課題について、早期に検討・実施するとともに、指導性を発揮されますよう要請します。

- ① 生活困窮者の生活・就労を包括的・伴走的に相談・支援する制度を確立し、実施体制を構築すること。
- ② 制度の実施にあたっては、生活困窮者や複合的な課題を抱えた人たちに対して「社会とのつながりの再構築」をめざすという基本的視点や、「包括的かつ個別的な支援」「早期からの継続的支援」といった本来の趣旨・理念の徹底をはかること。
- ③ 福祉分野にとどまらず、部局横断的、総合的に取り組む体制や官民協働の幅広いネットワークを構築する。特に労働相談や就労支援に関しては、労働行

政や労働組合が積極的に参画できる体制にすること。

- ④ 就労支援を促進するため、支援員の確保や体制の強化をはかるとともに、福祉部局と雇用部局との連携や、就労の受け皿となる協同組合、NPO、企業への支援を進めること。
- ⑤ 相談・就労支援に従事する人材の養成を計画的に進めるとともに、継続的な雇用と処遇の改善をはかること。また、支援員の人材養成においては労働相談にも対応できるような研修も組み込むこと。
- ⑥ 生活困窮者自立支援制度の実施にあたっては、生活保護が必要な方は生活保護制度につなぐ仕組みを構築し、福祉事務所においても相談者を遠ざける恣意的な運用とならないよう指導を徹底すること。
- ⑦ 支援対象者は、経済的困窮者に限定せず、アウトリーチも含め可能な限り社会的孤立への対応をはかる。
- ⑧ 生活状態が逼迫している相談者に対する食料・住居等に関する緊急支援にワンストップで対応し早期に問題改善できるよう、縦割りになっている各種支援制度の集約再編などの改善を進める。
- ⑨ 国の「生活困窮者自立支援制度」などで構想されている「就労準備支援事業」「就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）」において、「社会的企業」や「協同労働の協同組合」を積極的に位置づけ活用することで、地域における雇用・就労創出や社会的居場所づくりと連動させる政策を推進すること。

(2) ナショナルミニマムの確保と生活の底上げ

- ① 生活保護制度の生活扶助基準に準拠する、地方自治体が実施する諸制度について、住民生活への影響を最小限にとどめるため、従前と同水準の支援を堅持する等の措置を講ずること。また、県は関係市町村へ同趣旨の協力要請を行うこと。

(3) 経済的理由で夢を断念させない ～ 教育・人材育成での機会均等

今や大学生の2人に1人が“奨学金”を利用しており、卒業後は数百万円にも及ぶ返済に苦しみ社会問題化しています。背景には高騰を続ける大学授業料や、経済の悪化によって雇用形態が大きく変化したことが挙げられます。家庭収入が減少するなど親の経済力も低下し、奨学金に頼らなければ大学へも進学出来ない状況です。

このままでは、貧困の連鎖や、中間層の結婚、出産・子育てにも影響を及ぼすことになり、本県の課題である少子化・人口減を更に加速させる事になります。

県として以下の内容について取り組む事を要請します。

- ① 経済的理由によって就学が困難な者の就学へ向けた相談、および、奨学金制度の利用・返還に関する相談などの、相談窓口の整備・拡充を図ること。
また、奨学金利用・返還に関する指導・説明等の中で奨学金利用希望者に将来の返済計画も含めた丁寧な説明を実施するよう、各市町村教育委員会、高校を指導すること。

- ② 県は国に対し、現行の日本学生支援機構の奨学金制度の改善、ならびに、国による給付型奨学金制度の創設・拡充を働きかけること。
- ③ 県は国の奨学金制度を補う観点から、自治体独自の給付型奨学金制度や有利子の奨学金についての利子補給等の制度創設（充実・改善）を検討すること。

(4) 「孤立」から「支え合い」の社会へ

- ① 総合自殺対策大綱に掲げられた地方自治体の役割である、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めるとともに、自殺対策推進体制（自殺対策推進本部、自殺対策連絡協議会等）の整備・充実を図る。また、自死やメンタルヘルス問題への偏見を取り除くべく啓発・教育活動に取り組むこと。
- ② 地域における餓死・孤立死等の発生防止に向け、適切な相談機関につなげることができるよう、行政、支援団体、専門家、電気・ガス・水道等のライフライン関係者等による幅広い連携・協力体制を構築すること。

4. 暮らしの総合支援（ライフサポート）事業運営への理解と協力

秋田県労働福祉協議会が労働福祉事業団体をはじめ弁護士会、司法書士会、NPO等との連携のもと、「暮らしなんでも相談」として開設した「ライフサポートセンターあきた」は、昨年より秋田県労働会館の事業へ移行されましたが2015年12月で丸7年が経過しようとしています。相談件数は年々増加傾向にあり、年間300件を超える相談件数で、現在は累積件数2,000件以上に達しています。相談内容は労働問題、金融・多重債務、消費生活・福祉、法律・税制、各種トラブルなど複雑多岐に渡っています。多くの相談へ対応する為に、専門の相談アドバイザーを配置し、相談の内容によっては弁護士・司法書士・労働福祉事業団体・各種相談窓口と連携を図りながら、解決に向けて日々活動しています。

2015年度の相談実施状況については、別資料参照下さい。

(1) 「ライフサポートセンターあきた」への助成について

労働福祉事業団体をはじめ、多くの関連団体のご理解、ご協力のもとに開設した「ライフサポートセンターあきた」は、生活・福祉をメインとした相談の窓口として重要な役割を担う立場となっている。現在は秋田市の拠点で全ての相談を受付けているが、今後は全県各地への拡大対応を推進するために、広告宣伝や対応人員配置等で費用がかかる事となる。県から費用面での助成を検討頂きたい。

(2) ふきのとうホットラインの相互連携

秋田県が2003年（平成15年）に心のセーフティーネットとして始めた「ふきのとうホットライン」の相談窓口一覧に「ライフサポートセンターあきた」も掲載させてもらい、このネットワークを使って他団体から相談を取り次ぐ、または紹介するケースも多くある。昨年度、県健康福祉部主催で『ふきのとうホットライン相談員研修会』が開催され参加した。おかげさまで違う相談機関との交流や意見交換が出来た。引き続きこのような機会を設ける事を検討頂きたい。

5. 地方消費者行政の充実強化

(1) 地方消費者行政の充実・強化

県は、消費者行政予算の確保、地方の消費者行政に携わる人材の支援・育成、消費者相談体制の維持・強化と消費生活相談員の雇い止め問題への対策の実施、行政処分の執行体制の強化など、地方消費者行政の充実・強化をはかること。

(2) 消費者教育の推進に対する支援

県は、消費者教育推進法で地方自治体の努力義務とされている「消費者教育地域推進協議会」の設置について、労働者福祉関係者等を含む多様なステークホルダーの参画のもと設置し、実効性ある推進計画を策定すること。

(3) 特殊詐欺や悪徳商法の撲滅

県内では高齢者を対象とした特殊詐欺や悪徳商法によって高額な金額で被害となる事件が後を絶たない状況である。「消費者教育推進法」に伴って昨年3月策定された「消費者教育推進計画」に基づいた消費者教育を推進するとともに、消費生活センターと連携して詐欺等被害に巻き込まれることが無きよう、きめ細やかな教育を展開すること。

6. 中小企業勤労者の福祉格差の是正

秋田県として、中小企業勤労者の福祉格差の是正に向けて、中小企業勤労者福祉サービスセンターが魅力あるサービスを提供し、自立と再生を果たすよう、県としての積極的な役割を發揮し、関係市町村やサービスセンターへの支援・指導を強化するとともに、未設置エリアの解消に努めることを要請します。

7. チャリティゴルフ大会への協力

秋田県労働福祉協議会が主催する「東日本震災復興支援チャリティゴルフ大会」は今年で28回目を迎え、県内各地から147名の参加を得て成功裏に開催されました。この大会は、健康で活動できることに感謝するとともに、社会の不条理に遭遇された方々へささやかな激励の意を込めて開催しております。参加者や協賛団体から寄せられた多くのご厚意を、県内の福祉団体・福祉施設、また東日本大震災の被災地へ寄贈し開催の目的を果たす予定です。来年度以降についてもこの趣旨をご理解いただき、協賛広告や役職員の参加等で協力頂く事を要請します。

8. メーカー協賛金への協力

秋田県内のメーカーに対して、引き続き運動へのご理解と協賛金の維持を要請します。

以 上